

稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会予算決算会計規程の一部を改正する規程

稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会予算決算会計規程の一部を次のように改正する。

別表第1（第4条関係）中、款の欄の「2 県支出金」を「2 繰越金」に、項の欄の「1 県支出金」を「1 繰越金」に改める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会予算決算会計規程の一部改正新旧対照表

新		旧	
別表第1（第4条関係） 歳入予算の款及び項の区分		別表第1（第4条関係） 歳入予算の款及び項の区分	
款	項	款	項
1 負担金	1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 繰越金	1 繰越金	2 県支出金	1 県支出金
3 諸収入	1 諸収入	3 諸収入	1 諸収入